

# デジタル分野などの社員教育に 人材開発支援助成金をご活用ください

国民の皆さまのアイデアをもとに「人への投資促進コース」を創設

## 「人への投資促進コース」の助成メニュー

### IT分野未経験

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

#### 情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練【新設】

IT分野未経験者を即戦力化するための訓練を実施する事業主への高率助成。

IT  
未経験者  
OK!

### デジタル／成長分野

高度デジタル人材・高度人材を育成したい

#### 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練【新設】

高度デジタル人材を育成するための訓練や、大学院での高度な訓練を行う事業主への高率助成。

### サブスクリプション

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

#### 定額制訓練【新設】

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成。

### 自発的能力開発

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

#### 自発的職業能力開発訓練【新設】

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成。

### 教育訓練休暇

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい

#### 長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度【拡充】

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成。

- ・「人への投資促進コース」の他にも、訓練対象者（正規雇用労働者や非正規雇用労働者）にあわせて、助成メニューをご用意しています。
- ・すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。
- ・詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。お近くの労働局へお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索



活用例は裏面へ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL040428開企01

# 「人への投資促進コース」の活用例

## IT分野未経験者にIT関連の訓練を行った場合

資格試験料も助成の対象です！

### 課題

IT未経験の従業員にも、ITの内容を覚えてもらい、**即戦力として働いてほしい！**



事業主

### 訓練

- 訓練コース プログラミング (1名)
- 訓練内容  
スマート端末上の開発に必要なプログラミング言語の習得等、OJTで実際に発注を受けたシステムの構築。  
OFF-JT時間：800時間 訓練経費：70万円  
OJT時間：200時間
- ITSSレベル2に相当する資格試験の受験  
訓練経費：5万円

助成金を活用

### 助成内容 (中小企業の場合) ・ 成果

- 助成率・額  
経費助成：60%  
賃金助成：1時間あたり760円  
OJT実施助成：200,000円
- 助成額 (左記の訓練内容の場合の例)  
経費助成：450,000円 (資格試験料を含む)  
賃金助成：608,000円  
OJT実施助成：200,000円
- 成果  
IT未経験者にも、基本的な言語の習得や、実際に顧客から発注を受けたシステムの構築を、自社の従業員から丁寧にレクチャー。  
**未経験者から一人前のSEに成長させることができた。高額で手が出せない資格も、助成金があることで、取得させることができた。**



## 高度なデジタル分野の訓練を行った場合

他のコースより高い助成率・助成額で支援します！

### 課題

高度なデジタル分野の資格を取ってもらい、**核となる人材として働いてほしい！**



事業主

### 訓練

- 訓練コース  
プロジェクトマネージャ試験対策講座 (1名)
- 訓練内容  
プロジェクトマネージャ試験対策のための訓練。  
訓練時間：30時間 訓練経費：20万円
- ITSSレベル4に相当する資格試験の受験  
訓練経費：8万円

助成金を活用

### 助成内容 (中小企業の場合) ・ 成果

- 助成率・額  
経費助成：75%  
賃金助成：1時間あたり960円
- 助成額 (左記の訓練内容の場合の例)  
経費助成：210,000円 (資格試験料を含む)  
賃金助成：28,800円
- 成果  
資格を取得して専門的な知識を身につけることで、**管理職として活躍してもらうことができた。**  
高度な資格を保持していることが会社の**アピールポイント**にもなっている。



## サブスクリプション型の研修サービスで訓練を行った場合

### 課題

様々なコンテンツの中から、従業員1人ひとりに合った訓練を行い、**知識を深めてほしい！**



事業主

### 訓練

- 訓練コース 営業職研修受け放題講座 (40名)
- 訓練内容  
新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業職に関するeラーニング訓練。  
訓練経費：42万円  
(1名~50名まで1か月3.5万円×12月の料金)

助成金を活用

### 助成内容 (中小企業の場合) ・ 成果

- 助成率・額  
経費助成：45%
- 助成額 (左記の訓練内容の場合の例)  
経費助成：189,000円
- 成果  
1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、**企業全体の生産性向上に繋がった。**



# 人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和4年9月1日から制度の見直しを行いました

## 「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度です。このリーフレットでは、令和4年9月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

## <令和4年9月1日の改正内容>

訓練コース名	対象者・対象訓練	共通の見直し	各コースの見直し
人への投資 促進コース	雇用保険被保険者を対象とした定額制サービスによる訓練など	1 訓練施設の要件変更 2 提出書類の省略	3 定額制訓練の要件変更
			4 OJT訓練指導者の要件変更
			5 短時間勤務等制度の要件変更
			6 OJTの実施要件の変更
特定訓練コース	正規雇用労働者を対象とした生産性向上に資する訓練など	1 訓練施設の要件変更 2 提出書類の省略	6 OJTの実施要件の変更
一般訓練コース	正規雇用労働者を対象とした訓練		
特別育成訓練コース	非正規雇用労働者を対象とした訓練		6 OJTの実施要件の変更

## 1 訓練施設の要件変更

対象となる訓練施設※のうち「② 申請事業主以外の事業主・事業主団体の設置する施設」において、**申請事業主と関係性が認められる者が設置する施設は対象外**としていましたが、**当該要件を廃止**しました。

### 【改正により対象となる施設】

- 申請事業主(取締役含む)の3親等以内の親族が設置する施設
- 申請事業主の取締役が設置する施設
- 申請事業主が雇用する労働者が設置する施設
- グループ事業主が設置する施設で不特定の者を対象とせずに訓練を実施する施設
- 申請事業主が設置する別法人の施設
- 申請事業主の代表取締役が個人事業主として設置する施設

※ ①公共職業能力開発施設など、②申請事業主以外の事業主・事業主団体の設置する施設、③学校教育法による大学等、④各種学校等（専修学校など）など

## 2 提出書類の省略

**同時双方向型の通信訓練**※を実施した場合に、支給申請の際に提出が必要となる「**受講者の出席状況が分かるログ、訓練受講時の受講者を撮影したスクリーンショット等**」について、**提出を省略**しました。

※ 情報通信技術を活用した遠隔講習であって、一方的な講義ではなく、現受講中に質疑応答が行えるなど、同時かつ双方向的に実施される形態の訓練

### 3 定額制訓練の要件変更

#### 【変更点1】

既に定額制サービス（サブスクリプション型の研修サービス）の**契約期間の初日が到来している場合**※も**助成対象**としました。

※ 通常は、契約期間の初日から起算して1か月前までに計画届を提出している必要があります。

#### 【変更点2】

定額制サービスのうち**受講を修了した教育訓練が「2つ以上」**必要とする要件を、「**1つ以上**」に緩和しました。

#### 【変更点3】

同時に複数の異なる定額制サービスを利用している場合に、**1つの契約のみ支給対象とする要件を廃止**しました。

#### 【変更点4】

定額制サービスでは、eラーニングで実施されるサービスを助成対象としていましたが、**同時双方向型の通信訓練で実施されるサービスも助成対象**としました。

### 4 OJT訓練指導者の要件変更

情報技術分野認定実習併用職業訓練の**OJT訓練指導者の要件**である、『資格（ITSSレベル2以上）取得している者または情報処理・通信技術者としての**実務経験**が通算で「**10年以上**」である者』のうち、実務経験の通算年数を「**5年以上**」に緩和しました。

### 5 教育訓練短時間勤務等制度の要件変更

#### 【変更点1】

制度を適用する**回数**の要件を「**30回**」から「**1回**」に緩和しました。

#### 【変更点2】

所定外労働時間の免除を行う場合、**制度を適用した最初の日の前日以前3か月の一月の平均所定外労働時間が15時間以上**である者に対して制度を適用する必要がありましたが、**当該要件を廃止**しました。

### 6 OJTの実施要件の変更

OJT訓練指導者が1日に指導できる受講者の人数は**3名まで**としていましたが、**当該要件を廃止**しました。

**本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。**

雇用関係助成金 受付窓口一覧  
(厚生労働省ホームページ)



<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



人材開発支援助成金

検索

オンライン開催

## 人材開発支援助成金オンライン説明会のご案内

国民の方からのご提案をもとに、令和4年度新たに創設しました

多様な人材育成をバックアップする人材開発助成金

『人への投資促進コース』のご紹介です。

「従業員の資格取得やスキルアップをサポートしたい。」  
そんな時に活用できる助成金です。ぜひご参加ください。

開催日時（各回とも同内容で開催）		定員（先着順）	
第1回	10月19日（水）	14:00 ～	500名
第2回	10月20日（木）		500名
第3回	10月24日（月）	14:40 （予定）	500名
第4回	10月25日（火）		500名

### 内容（5つの訓練内容や実施目的に応じた説明）

定額制訓練（サブスクリプション）	労働者の多様な訓練の選択・実施を可能にする定額制訓練（サブスクリプション型）の研修サービス
自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成
長期教育訓練休暇等制度	労働者が働きながら自発的に訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成
高度デジタル人材訓練 成長分野等人材訓練	高度デジタル人材育成のための訓練や大学院での訓練
情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者に対するOFF-JTとOJTの組み合わせ型訓練

★事前のお申し込みが必要です。詳細は裏面をご確認ください。

お問い合わせ先

滋賀労働局職業安定部職業対策課 植西・奥・岡本

TEL 077-526-8686

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 14-15 滋賀労働総合庁舎 5階



厚生労働省・滋賀労働局・ハローワーク

## 説明会への参加申し込み方法等

★以下の URL 又は右の QR コードから滋賀労働局 HP のお申し込みページへアクセスし、Zoom の申し込みフォームから参加登録してください。

(滋賀労働局 HP : トップページ>滋賀労働局主催オンラインセミナー  
>人材開発支援助成金オンライン説明会のご案内)



申し込み URL <https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/material.html>

## ご参加にあたってのお願い

●資料について 上記 滋賀労働局HPの申し込みページに掲載しますので、あらかじめダウンロードの上、お手元にご準備ください。(10月12日(水)掲載予定)

(説明会はZoomによる配信となります。画面上では見づらいことがありますので、事前に資料を印刷していただくようお願いします。)

- 説明会の録音や録画は一切禁止します。
- 「オンラインによるセミナー利用規約」(上記申し込みページに掲載)への同意が必要です。
- 登録完了後、ご登録いただいたメールアドレスあてに、通常30分以内にZoomから登録完了メールが送付されます(説明会参加に必要な「URL」、「ID」、「パスコード」等をご案内します)。★届かない場合は、お手数ですが当課あて(TEL:077-526-8686)にご連絡ください。
- 説明会当日は、登録完了メールから直接入室するか、又は、ご案内した「ID」、「パスコード」「登録されたメールアドレス」を入力の上、参加してください。  
(説明会当日は開始時刻30分前より参加可能です。10分前を目途に入室参加してください)
- スマートフォン又はタブレットからZoomを使用する場合は、アプリをインストールし、説明会当日はアプリから参加してください。パソコンでWebブラウザからZoomを使用する場合はインストール不要です(パソコンからの視聴を推奨します)。
- いずれの端末を使用する場合でも、Zoomのアカウント登録は不要です。
- ネット環境は利用者様ご自身で準備いただく必要があり、通信機器・通信料等の費用は利用者様のご負担となります。
- 説明会終了後、アンケートが表示されますので、ご協力をお願いします。

### ☑Zoomのインストールはこちら

Android 端末をお使いの方	iPhone/iPad をお使いの方

### ☑パソコンからの参加はこちら

こちらの URL から参加してください
<a href="https://zoom.us">https://zoom.us</a>